

論点2

地域医療の確保に資する公立病院の標準的な需要をどう捉えるか

② 地域医療構想等を踏まえ、医療と介護等の連携のために必要な措置

【検討に当たっての前提】

- ・ 医療介護総合確保推進法においては、地域包括ケアシステムの構築を目的の一つに掲げ、地域医療構想の中でも医療と介護が総合的に確保されることを求めている。また、新公立病院改革ガイドラインにおいても、地域包括ケアシステムの構築に向けて公立病院が果たすべき役割について明らかにするよう要請しており、今後必要な措置について検証することとする。

(1) これまでの研究会における主なご意見(再掲)

- ・ 中山間地域、離島等の地域では、地域によって医師の高齢化で跡継ぎがいない状況が発生しているため、地域の公立病院が在宅医療に出なければならない状況がどんどん出てきている。地域医療構想実現や地域包括ケアシステム等の構築に向けて議論を進めていただきたい。
- ・ 国民健康保険診療施設は200床未満の病院が約8割を占め、そのほとんどがその地域に必要とされる医療あるいは医療にまつわる保健、福祉の事業等にも関与しているのが実態。
- ・ 空き病床を有効活用する手段として、病床を住まいに転換するなど、施設を有効に活用する取組への支援が必要。
- ・ 介護など、様々なニーズに対応した病院経営などの取組を推進していくには、病床転換等により経営の規模が小さくなった場合でも、公立病院が引き続き安定的に経営を継続することができる財政支援等のインセンティブが必要ではないか。
- ・ 総合診療医が2、3名の有床診療所と50床程度の介護老人保健施設を担当するという形が必要最小限度の医療等を賄えるユニット。病院という形にこだわらず、こうした最小限のユニットを作り直していくというのがよいのではないか。

(2)現状（病床転換の国の主な動き及び現行の地方財政措置）

① 病床転換の国の主な動き

- 平成18年以降の医療保険制度改革の医療費適正化の議論を受け、療養病床(※)の再編成が検討されており、その在り方については現在までに様々な議論が行われている。
 - (※)療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの医療保険の「医療療養病床(医療保険財源)」と介護保険の「介護療養病床(介護保険財源)」がある。

- 直近の動きとしては、平成27年度から開催された「療養病床の在り方等に関する検討会」等の議論を受け、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設(介護医療院)を創設するなどを盛り込んだ「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が提出され、平成29年5月26日に成立している(平成30年4月1日施行予定)。
 - これにより、医療施設と介護施設を組み合わせた施設も含め、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応や各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな動きが進められている。

- また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」においては、「地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。(中略)転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。」とされ、また、「病床の機能分化・連携を更に後押しするため、(中略)介護医療院の介護報酬・施設基準の在り方等について検討し、介護施設や在宅医療等への転換などの対応を進める。」こととされている。

- なお、病床転換については以下の財政支援が行われている。
 - ・医療療養病床を介護施設等に転換した場合の費用助成(病床転換助成事業)
(1床当たり:①改修50万円、②創設100万円、③改築120万円、いずれも国:10/27、都道府県:5/27、保険者:12/27)
 - ・介護療養病床を介護施設等に転換した場合の費用助成(地域医療介護総合確保基金)
(国2/3、都道府県1/3)

第3章 「経済・財政一体改革」の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

② 地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の統合的な策定等

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と統合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。

⑤ 平成30年度診療報酬・介護報酬改定等

地域医療構想の実現に資するよう病床の機能分化・連携を更に後押しするため、患者の状態像に即した適切な医療・介護を提供する観点から、報酬水準、算定要件など入院基本料の在り方や介護医療院の介護報酬・施設基準の在り方等について検討し、介護施設や在宅医療等への転換などの対応を進める。

② 現行の地方財政措置

現行制度においては、病床転換により、病院から他の施設へ転換する場合の施設整備について、以下の措置を講じている。

公営企業債による措置

○ 病院と介護施設(※1)、社会福祉施設(※2)やサービス付き高齢者向け住宅(以下、「介護施設等」という。)との複合化に関しては、病院事業の附帯事業(※3)として位置づけられた場合に限り、病院事業債により整備することが可能であり、措置がなされている。

また、複数の病院を集約化し整備することについては、再編・ネットワーク化に係る病院事業債(特別分)が措置されている。

(※1) ①老人デイサービスセンター、②老人短期入所施設、③特別養護老人ホーム、④介護老人保健施設、⑤訪問看護ステーション

(※2) 介護老人福祉施設その他の社会福祉施設のうち、介護施設を除く福祉ホームなどの施設

(※3) 本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合等、経営に相当因果関係を持ちつつ附帯して経営される事業

○ 病院から介護施設への転用に関しては、介護サービス事業債により整備することが可能であり、措置がなされている。

一般会計債(公共施設等適正管理推進事業債等)による措置

○ 地方公共団体の公共施設等に関しては、集約化・複合化・転用事業について公共施設等適正管理推進事業債が措置されている(～平成33年度)。

病院・介護施設(公営企業債の対象)と社会福祉施設(一般会計債の対象)との複合化や、病院・介護施設から社会福祉施設への転用については、社会福祉施設の施設整備部分は上記起債の対象となっているが、病院・介護施設に係る施設整備部分は対象外(※)となっている。

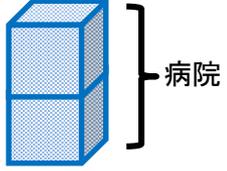
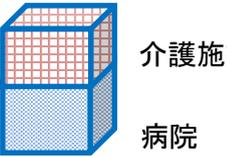
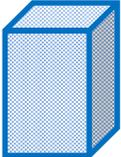
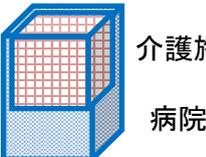
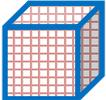
(※)公営企業施設のほか、庁舎等の公用施設、公営住宅及びサービス付き高齢者向け住宅も対象外

○ また、病院から上記起債の対象外であるサービス付き高齢者向け住宅への転用に関しては、公営住宅建設事業債により整備することができる。

(3) 方向性(案)

今後は、病床転換の促進により、病院の再編・ネットワーク化に加え、病院と介護施設等の複合化や病院から介護施設等への転用のニーズが高まることが予想される。

これらの再編・ネットワーク化・複合化・転用事業に係る施設整備費については既に一定の地方財政措置がなされているが、医療と介護等の連携を支援するため、複数の病院と介護施設等との再編・ネットワーク化を病院事業債(特別分)の中で位置づけることを検討すべきか。

	事業実施前	事業実施後	現行の地方財政措置
再編・ネットワーク化	 <p>病院A 病院B</p>	 <p>再編・ネットワーク化後施設例</p>	<p>既存の公立病院を統合し、<u>一体の病院施設として整備する。</u> ⇒病院事業債(特別分)により措置</p>
複合化事業①	 <p>病院 介護施設等</p>	 <p>介護施設等 病院 複合施設例</p>	<p>既存の公立病院と介護施設等を統合し、<u>これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。</u> ⇒病院の附帯事業として実施する場合、病院事業債により措置</p>
複合化事業②	 <p>病院</p>	 <p>介護施設等 病院 複合施設例</p>	<p>既存の公立病院を改修し、<u>介護施設等を含む複合施設として利用する。</u> ⇒病院の附帯事業として実施する場合、病院事業債により措置</p>
転用事業	 <p>病院</p>	 <p>介護施設等</p>	<p>既存の公立病院を改修し、<u>介護施設等として利用する。</u> ⇒転用後の施設に応じて、 ・介護サービス事業債(介護施設)、 ・公共施設等適正管理推進事業債(社会福祉施設(一般会計債の対象施設))、 ・公営住宅建設事業債(サービス付き高齢者向け住宅) により措置</p>

(参考)病院事業債(特別分)の対象となる再編・ネットワーク化の要件

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置。

① 複数病院の統合

- 関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編

- 機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- 経営主体が統合されていること。



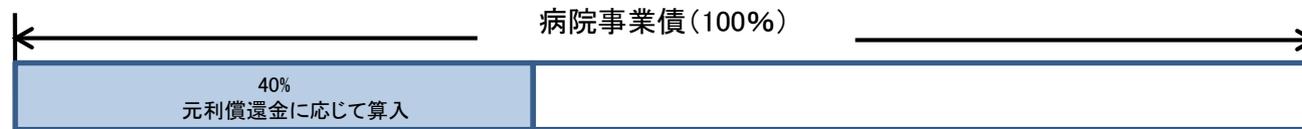
再編に係る経費のみが対象

(対象経費の例: 遠隔医療機器、情報システムの統合整備費、高度医療施設、高度医療機器など)

※ただし、経営主体の統合を伴わない場合でも、以下に掲げる全ての取組が行われていれば再編に係る経費を対象とする。

- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- ・共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
- ・医師の相互派遣による協力体制の構築
- ・医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

病院事業債の特別分の対象: 元利償還金の40%を普通交付税措置<特別分>



(参考)通常の整備に対する病院事業債のスキーム

